

第2章  
景

観



扉写真 下ゴソ地区

## 1 景観と変化

まず二枚の荻町の全景の写真を見ていただきたい(図2-1、2-2)。昭和二十四年のものと平成十七年のものである。これを見比べて変化したと思うだろうか。それとも、あまり変わっていないと思うだろうか。変わったとすれば、何が変わったと映るのだろうか。間違いないように、こまかく見ていけば、ここに建物が増えたとか、田んぼが減ったとかいろいろなことを発見できるだろう。反対に大らかな気持ちで見ると、あまり変わっていないんじゃないか、とも言える。周囲に高いビルも建っていないし、こんなにたくさんの方掌造りの建物がよく残ったものだ、と。

第二章では「何が変わったのか」という問いに答える材料を提供するために、世界遺産に登録された荻町の景観がどのようなものなのか、歴史的な変化も踏まえながら紹介したい。

「景観」とは何かという議論はさまざまな本や学会で尽くされている。景観は「ものの見方だ」といったのはデニス・コスグロブだが、<sup>11)</sup> 広くとらえると第一章で明らかにした「まなざし」は景観の認識そのものでもある。一般的な理解としての景観は「ものの眺め」である。人間をとりまく環境を「見る」ことによって「景観」が生成する。このような景観について把握するにはいろいろな方法がある。民俗学的に「なぜ」「どのようにして」その景観が成り立ち維持されているのかを把握する方法もあれば、景観工学と言われる分野のように「どこから」「何が」見えるのかという数値的な分析をする方法もある。「景観」の老家である地理学では土地利用や地質に着目した研究もある。「景観」

図 2-1 展望台からの風景（昭和 24 年）

細江光洋編著『世界遺産白川郷 幻の集落を追って 50 年』p.30 より一部抜粋



図 2-2 展望台からの風景（平成 17 年）

のとらえ方はいくつもあるが、本書では実際に荻町にある「モノ」、つまり景観をかたちづくっているそれぞれの要素について述べていきたい。景観を構成している要素は、合掌造りの建物に始まって道や空、田んぼのカエルに至るまであげるときりがないのだが、ここでは保存にかかわる変化をとらえることができる建物、農地、水路などを中心に取り上げることにする。

荻町の景観を考えると他にもうひとつ大きなポイントとなるのが、それが保存の対象であるということにある。「保存」という響きからはそれが「変化しないもの」ととらえられるかもしれない。しかし、人々がそこに暮らしている以上、景観は常に移り変わるものであり、すべてが全く変化しない状態というのはすなわち景観が死んでしまっているとも言えるだろう。それでは、文化財であり世界遺産でもある「景観」を「まもる」ということは具体的にはどのようなことで、実際には何が起きているのだろうか。個々の要素、ひいては景観全体を支えていた生活やしくみは「保存」によってどのように変わったのか、あるいは変わらなかったのか。

「景観」というと堅苦しいかもしれないが、合掌造りの建物とそれととりまきさまざまな要素が変化しながら現在に至っているさまや、「保存」がその変化にどのような影響を及ぼしたのかを見ていきたい。

## 2 建物

### 合掌造りの建物とは

はじめに合掌造りの建物を見た人はその大きさに圧倒されるだろう。合掌造りの建物がうずくまっ  
て並んでいる様子が宮崎駿の映画「風の谷のナウシカ」に出てくる巨大芋虫の「オーム」のようだ  
と感想を述べた人がいるが、その茅屋根の量感と質感は何度見てもすこいと思うものである。

さて、われわれ建築の素人にはもっともわかりにくい「世界遺産の価値」が、ブルーノ・タウトも  
絶賛した「構造のすばらしさ」である。簡単にいうと、巨大な合掌造りの屋根の部分は中が広い空間  
になっており、その大空間を確保するために構造が工夫されているところがポイントである。切妻造  
りの民家の屋根は普通、束を立てて屋根を支えるが、そうすると屋根裏の空間の垂直方向に束が立ち  
並んでしまう。しかし、合掌材と梁で三角形にすれば三角の中はガランとした大空間が確保できるの  
である(図2-13)。合掌造りの建物を三階建て、五階建て、という人もいるが、「アマ」と呼ばれる  
屋根の部分は養蚕に使うため簡単な板で区切られているだけで、もともとは生活する場所ではない。

合掌造りの建物でもうひとつおもしろい点は、下の「箱」の部分と屋根の部分の連結部がいつさい  
固定されていないところにある。「合掌」と呼ばれる太い構造材はその先端が爪楊枝のように尖って  
いて(「コマジリ」と言う)、下のウスバリの窪みに釘も縄も使わずに自分の重みで乗っかっているだ  
けなのである(図2-14)。実は合掌の屋根の部分は村の人々が自分たちでつくり、家の人々が生活する

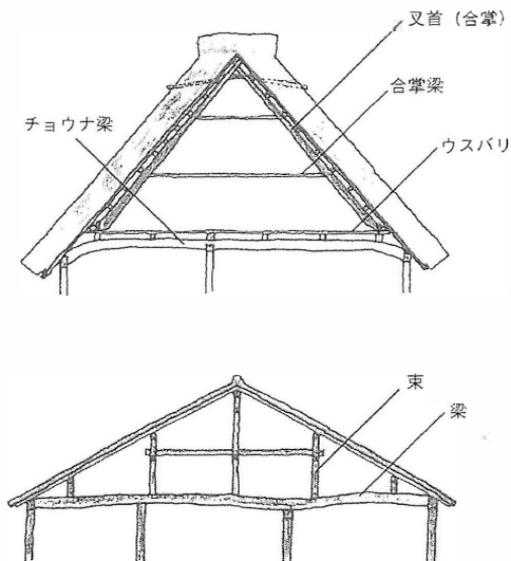


図 2-3 合掌造りの構造 (上) と一般の民家の構造 (下)

参考：齋藤英俊「合理性から生まれた合掌の美」『朝日ビジュアルシリーズ 日本遺産 No.9 白川郷・五箇山』朝日新聞社（平成 14 年）、p.8

一階の「箱」の部分は富山や高山の大工によってつくられたものである。屋根の合掌材は縄やネソと呼ばれるマンサクの木で縛って固定されており、これで衝撃を吸収するしくみになっているらしい。風の強い日に合掌造りの建物に泊まっていると、合掌材が前後に軋む「ギイー、ギイー」という恐ろしい音がするが、これが合掌造りの強さを表しているのである。

合掌造りの屋根の起源について宮澤は、この大空間をつくるために「養蚕が盛んになってきた千七百年ごろのある時期に一気にでき上がった可能性がある」と推論している。なぜこのような合掌造りができ上がったのかという理由は



図 2-4 合掌のコマジリ (神田家、平成 19 年)



図 2-5 合掌造りの大空間 (神田家、平成 19 年)

謎に包まれてきたが、宮澤ら長年続けてきた合掌造りの建物の研究者によって少しずつ明らかになってきたところである。養蚕と密接に結びついて発達した合掌造りの建物だが、聞いた話では白川村で最後まで養蚕をやっていた人がやめたのが昭和四十七年で、それ以来全く行われていないという。養蚕の衰退に伴い、アマは物置等に変化し、平成十三年には合掌造りの軸部修理の際に居室として利用できるようにしたものが登場した。また、当初は合掌造り家屋には「マヤ」と呼ばれる馬や牛を飼う場所が入口の脇にあり、以前は一緒の家屋で生活していたのだが、農耕に牛馬を使わなくなるにつれてマヤは居室や風呂場や洗面所などに変わっていった。昭和中ごろから、養蚕業や農業から建設業や観光業へと住んでいる人の生業が大きく変化した結果、建物の使い方も変化したのである。現在六十一棟ある荻町の合掌造りの建物のうち、民宿や飲食店など観光業関連に利用されているものは半数を超えている。

合掌造りとは何かという問いに宮澤は「合掌造りの最もユニークな部分は、茅葺きの大きな屋根の外観と構造にある。(中略)合掌造りの小屋組みを変えて瓦葺きや鉄板葺きに葺き替えたならば、合掌造りといえるだろうか。反対に白川郷や五箇山の瓦葺きの家の屋根を茅葺きの大きな屋根に改造すれば誰もが合掌造りとおもうものができあがる」と述べている。要するに、屋根のない合掌造りの建物なんて合掌造りには見えないよ、というわけで、合掌造りの外観上の特徴はその巨大な屋根にあることは明らかである。建物の利用が時代と共に変わったのは当然といえば当然であるが、変わらないように思える合掌造りの屋根の「見た目」も実は変化している。ここでも二枚の写真を比べていただきたい(図2-16、2-17)。ブルーノ・タウトが「まるで褐色の毛皮そっくりだ」と絶賛したところ

## 図 2-6 全体にクタツとした印象の屋根

「豊作」白川村役場所蔵資料（昭和 41 年）

の毛皮の「毛並み」が古いほうは少し荒い感じがする。新しいほうは血統書つきのようにスムーズで角もキツチリしている。また、妻面も古い合掌造りでは簾のようなものになっているものもあるが、新しいものは板壁に白い障子で、クッキリ整然としたものになったことがわかるだろう。昭和六十二年の調査では合掌造りの建物の、「茅・障子戸・板壁のコントラストからなる明快なデザインの妻面と、量感あふれる大屋根の形態」が群となって印象的な景観をつくり出しているところをその特徴としてあげている。<sup>44)</sup>しかし、現在特徴とされている妻面の障子窓に関して宮澤は「どうもこの窓は合掌造り本来の姿ではなさそうである。合掌造りが変わってきた過程のひとつの姿である」としている。荻町では夕方になる



図 2-7 荻町の合掌造りの建物

修理を終えたばかりの建物で、屋根の茅もきっちりと刈り込まれ毛並みが良い  
(平成 16 年)

と屋根裏に白熱灯をともし、障子の部分がぼうっと光る幻想的な景色をつくり出している。しかし古い写真では妻面に盛大に洗濯物を干しているものも多く見られ、幻想的なものというよりはむしろ生活観にあふれるたくましい外観だったといえる。

そのほか茅葺きの建物で目につくのが「ミニ合掌」のような小さな建物である。山ぎわの傾斜地や大きな合掌造りの主屋から少し離れたところに建っているのは火事などの延焼を防ぐためとも言われている。地区内には全部で三十棟以上あるが、これらはハサ小屋、板倉（図 2-18）などで生活のために必要だった建物である。ハサ小屋、板倉は今も多くが稲の乾燥、農機具庫、物置として使われている。



図 2-8 板倉 (平成 11 年)

合掌造りではない建物たち

「(合掌ではない)普通の家もたくさんあるのねえ」とは展望台に登った観光客の多くが発する言葉である。実際、ポスターなどで見るよりも、合掌造りではない建物がたくさんある(図 2-19)。既往研究に記載されている建物の数を見ると、合掌造りではない建物が明治期には二、三棟しかなかったのが、昭和二十六年では五十一棟、昭和三十三年には百四十一棟、平成七年は三百十二棟となっている。参考にした資料では何をもって「家屋」としているのかが違うため単純には比較できないものの、明治期からの百年ほどで激増したことはたしかである。昭和二十七年に稲垣は「草葺でない家屋は、尾神、平瀬、荻町、鳩谷などにその多くが集中しており、それらは大正以降の分家もしくは転入者、すなわち兼業専門の商工業者たちの形づくる町家が主な内容である。(中略)農家の中にも草葺でない、板葺緩勾配

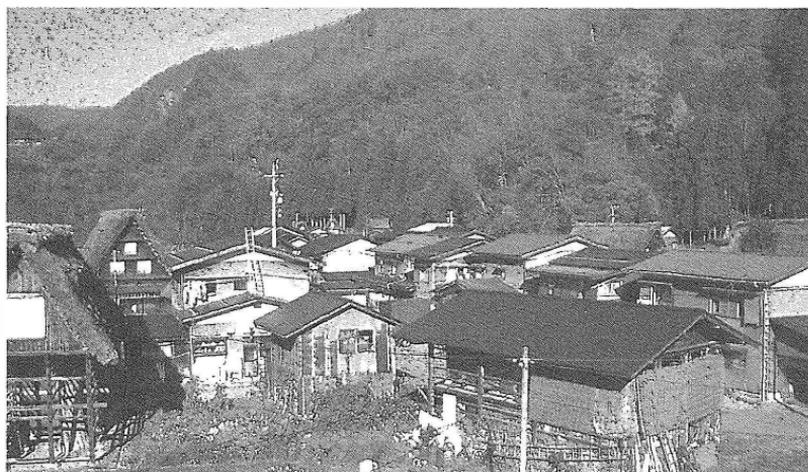


図 2-9 地区内ある合掌造り以外の建物（平成 16 年）

のものはあるけれども、全村にわたって少数に過ぎず、そのいずれもが町家と同様大正以降に建てられるか、または他村より移建されたものであるという<sup>(6)</sup>とし、さらに「その町屋の大部分は小規模且つ粗笨な構造しかもたぬもので、その貧弱さは戦後われわれが都市で見慣れたバラックを髣髴させる<sup>(7)</sup>」とあり、大正期から分家や商工業者の家屋として建てられたものの、外観はかなり粗末なものであったことがわかる。こうした茅葺きではない建物のうち八棟は「荻町集落の家屋の形式の変化を具体的に示すものであり、また、現在では集落の景観に調和している<sup>(8)</sup>」ので、伝統的建造物に指定され保存の対象となっている。つまり、合掌造りの建物だけでなく、明治から増え続けた板屋根やトタン屋根の建物も「荻町の建物がどのように変わってきたのか」を示す重要な根拠とされているのである。

### 新たに合掌造りの建物をつくってはいけない記

荻町では新しく合掌造りの建物をつくってはいけない。文化財関係者なら、「あたりまえだろ」と言うだろうし、一般の人は「なぜ」と思うところでもある。新しい合掌造りの建物を伝統的な工法で建ててはいけないのはなぜだろうか。

実は世界遺産に登録されるまでは、合掌造りの建物の新築や移築は行われていた。西山によると、昭和五十四年から平成七年までに新築された合掌造りの建物は八棟あり、それらはいずれも土産物屋や飲食店として使われているという。また、指定された伝統的建造物の数も昭和五十一年当時は九十四棟だったものが、昭和六十二年の見直し調査の時点で八棟が崩壊・解体などでなくなり、新たに三十一棟が加えられ合計百十七棟となった。なくなってしまった八棟に関してその経緯は明らかでないが、崩壊だけでなく「解体」も含まれているところを見ると、重要伝統的建造物群保存地区選定後の十年ほどは合掌造りの建物の移築や新築、解体など必要に応じた動きがみられたようである。

ここで、地区の建物を分類する基準について説明する。少しややこしいのが「合掌造りであるか否か」「伝統的建造物であるかないか」「主屋か附属屋か」「茅葺きか茅葺きでないか」の四通りあることであり、それぞれが複雑に入れ子になっている状況である(表2-1)。つまり、合掌造りの建物であっても「伝統的建造物」に指定されていないものもあるし、合掌造りの建物ではないトタン葺きの建物でも「伝統的建造物」に指定されているものがあるためである。合掌造りの建物であっても「伝統的建造物」に指定されていないものは先ほど述べたように、伝統的建造物群保存地区になって

表 2-1 建物の分類

		分類法		棟数
茅葺き	合掌造り※	主屋	伝建物	59
			非伝建物	2
	非合掌造り	附属屋	伝建物	45
			非伝建物	4
		その他（宗教施設）	伝建物	5
茅葺き以外	主屋	伝建物	8	
		非伝建物	275※※	
	車庫など	非伝建物		

※伝統的建造物群保存地区保存計画の基準による

※※高橋ふさ子他（2001）：合掌集落における生活・生産空間の変容過程とその要因：日本建築学会大会学術講演梗概集（関東）、p.607-608 より算出

から地区に移築された新しい合掌造りがあるためである。これらは現在土産物屋などになっており、伝統的建造物でないというのを見た目ではほとんどわからない。

実は「建ててはいけない」と明文化されたのは、世界遺産の登録に向けての大幅な規制の見直しのときである。昭和五十一年につくられた白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存計画が世界遺産登録の前の平成六年に改訂された。内容は全面的に書き換えられ、伝統的建造物に関しても旧保存計画では「切妻合掌造り」に関して「外観及び道路上より容易に観察できる内部の現状を維持すること」としているのに対し、新保存計画では「現状の構造及び屋根、外観の維持を目的とした修理を行う」「復原は、科学的調査と根拠に基づくものとする」となっている。あくまでも目に見える外観を保存するという「ファサード保存」に重点をおきつつ、復原は痕跡調査などをもとに「科学的」に行うこととしている点などからは、本来の「伝統的建造物群保存地区制度」を前面に押し出した方針に変更されたことがわかる。また新築に関しても新しい保存計画の中で「か

つてあった家屋を科学的根拠に基づいて復原するもの以外は、合掌造りに似せたものを造ることはできない」と、偽物の防止について言及しているのである。

斎藤はこの偽者防止の条文を日本ではじめての修景基準で他に例がないものであると評価し、新築の禁止について観光目的で合掌造りの建物を新築することは「現代という時代のオーセンシティブを失っているからである」としている。もう少し簡単にいうと、地区に新しくつくる合掌造りの建物は「ほんもの」ではない。ましてやそっくり同じ工法で建てれば「ほんもの」と「新しいもの」の区別ができなくなるということが問題なのである。文化財、特に世界遺産では本書のはじめに述べたように「ほんもの」であることがとても大切なポイントである。建物を修理する場合も「どの材料が新しく補われたのか」ということがわかるようにし、本来の材料を特定できるようにしておくことが正しい方法であるとされている。この「ほんものかどうか」というものは「概念」としてはなるほど、「遺産」はそうやって価値が保たれているのだな、とわかるものである。しかし、実際に荻町の「集落」を見た場合、何がほんもので何がほんものではないのだろうか。話はそう簡単ではない。今のところ、荻町の場合は「伝統的建造物」に指定されている建物が「ほんもの」という考え方で進められているとあって差し支えないだろう。

もし規制がなくて、荻町に二百棟以上あるトタン屋根の建物がすべて合掌造りの建物に変わってしまったらどうだろうか。荻町は大きな茅の屋根でギユウギユウのおしあいへしあいという状況になってしまう。そんな景色はほんものの荻町とはいえないのではないか。というわけで、ある時点でそれ以上増えないように規制することが必要だということなのである。「ある時点」というのが微妙だが、



図 2-10 上町に昭和 40 年代に移築された合掌造りの建物  
住民にとっては「帰ってきたな」とホッとする景色（平成 11 年）

それぞれの建物が重要伝統的建造物に指定されたときであり、たとえ観光目的であっても昭和四十年代までに移築されたものは保存の対象となっている。

実は観光用に移築された合掌造りの建物が荻町の代表的な撮影スポットになっている上町かみまちという場所がある（図 2-10）。田を前景にして大きな合掌造りが三棟、少しずつ位置をずらして並んでいる。建築主が移築のときにもっとも美しい構図となるように配慮した結果、この景色ができ上がった。この三棟はいずれも昭和四十年代に移築されたもので、伝統的建造物にも指定されている。航空写真で見ると、もとからある上町の合掌造りの建物は山際にかたまわって、まっすぐな道に並行に建てられたこれらの建物が「自然発生」した並び方でないことがわかる。このうちの一枚は一章の集落のところで述べた「そらき

たまごすけ！」の有家ヶ原という集落の北さんの合掌造りの建物で、名前をとって「基多の庄」というレストランになっている。平成十三年に観光客と白川村の人を対象に「荻町の中で美しいと思う景観」を撮影してもらう調査を行った。このとき、多くの白川村民がこの場所を撮影し、その理由として「この景色を見ると家に帰ってきたなとホッとする」ということがあげられた。高山方面から荻町に入つてすぐのところにあるため、ここまでくればもう家だ、という目印になっているというのである。つまり、観光用に移築されたものでも、年月を経て、白川村に住んでいる人にとつてもなくてはならない景色として定着したことがわかる。

世界遺産で取りざたされる「ほんものかどうか」という視点はとても概念的で、議論を難しく哲学的にする。建つてから何年すればほんものになるのか、養蚕用に建てるのであればほんものなのか、と「ほんもの」に関しては「建てるはいけない」側と「建てるもいいのではないか」という側の主張はかみあわない水掛け論となる。文化財や世界遺産というのはある設定された価値付けや評価の結果であつて、あくまでも「ものの見方」のひとつである。ここにあげた「ホッとする景色」の例からは「ほんものにせもの論」だけではない、もう少し別の「ものの見方」もあることが示唆される。

### 規制と増築と——事例その一

荻町の民宿に泊まつて嬉しいのは、ほとんどの家のトイレや洗面所、お風呂などの水回りが大変清潔で使いやすいことである。トイレはたいいてい温水洗浄のついた便座で快適このうえない。ところが、このトイレや風呂、洗面所は合掌造りの建物を増築した部分につくられていることが多い。荻町を訪



図 2-11 増築された合掌造りの建物

右側のトタン屋根のところが増築部分（平成 11 年）

れる私たちも増築の恩恵を受けているわけである。

合掌造りの建物の増築は、主に妻面に一階建の木造トタン屋根の落屋おちやと呼ばれる部分を付け足すものである（図 2-11）。伝統的建造物に関する保存基準ではもとの床面積の二分の一を越えない範囲で増築をしてもよいことになっている。つまり、もともとある合掌造りの建物の半分の面積をつけたすことが可能である。民宿や飲食店に使用されている合掌造りの建物はもとの居室部分を宿泊や休憩に使用するため、家族の住むところを確保するために増築が必要になったものである。家族が住む場所は少しでも広くしたいから、基準の目一杯まで増築をするということになり、現在のような状況が生まれた。西山は景観変化の要因として増築を詳しく分析し、妻面に落屋を増築することによって合掌の「プロポー

シオンが悪くなると指摘している。

これらの伝統的建造物の改変についてはまず白川郷荻町集落の自然環境を守る会（以下「守る会」）で審議をし、さらに学識経験者や村の他地区の代表者が構成員となっている「伝建審」と呼ばれる伝統的建造物群保存地区保存審議会です。年二回、喧々譁々の話し合いが行われる。合掌造りの建物の増築についても面積が二分の一以内という基準をクリアしているかどうか、あるいはその増築は基準に照らし合わせて妥当かどうかをめぐって長時間の議論が展開されている。「伝建審」の増築に関する議論として興味深いものをあげてみよう。

Aさんは平成十三年に現状変更の申請を出した。その内容は合掌造りの屋根を二間（約三・六メートル）分伸ばしたいという希望である。変更の希望を出した当主の父親が昭和四十一年に改築したときに、その部分を合掌屋根にしたかったのだが、当時は資金と資材がなくて断念し、後に屋根だけをトタンから茅に変えることができるように合掌造りの部分と軒をそろえて施工した。しかし、屋根を合掌にしないうちに昭和五十一年、伝統的建造物に指定されてしまったため、合掌造りの屋根が途中からトタンになっているような外観のまま今まで来てしまっていて、見た目が良いとはいえない。トタンのところを茅葺きにすれば明らかに「見た目」は良くなるのである。

伝統的建造物は「現状の構造及び屋根、概観の維持を目的とした」修理を行うこととされており、「現状」というのは伝統的建造物指定時ということになる。ただし、「後世の改造や修理で伝統的建造物の価値を甚だしく損ねているものについては、復原修理を行うことを基本とするが、個別的な経緯や事情も尊重する」ともなっている。伝建審での説明ではA家では合掌の屋根が長かったという「事

実」はないが、もともと大きくするつもりで改築をしていたという「意思の根拠」はある、さてどうしたものか、ということになった。結局、「意思の根拠」を軒の高さやヒアリングなどから「科学的」かつ詳細に把握し、さらに今後地区内で同じような事例が発生しないことを確認したうえで許可されることになった。もし行政の担当者や文化財保護の専門家でなければ、明らかに合掌造りの建物の外観が良くなる今回の変更のどこがそんなに問題なのかという疑問がわくに違いはない。しかし、「規制」を運用するというのは誠に厳しいもので、主観的な見た目の良し悪しは根拠にはなり得ず、明文化された基準の文脈に沿って説明できるかどうか、というところが最大の焦点となることもあるという例である。

#### 規制と増築と——事例その二

次にあげられるのが伝統的建造物以外の一般家屋の新築や改築である。ここ数年、荻町は建築ラッシュと言ってもよいくらいたくさんの建物が新築された。もちろん「新築」とはいうものの、基準があるので、むやみに建てることは許されておらず、今まであった建物を壊してその一・五倍の大きさまでなら建ててもよいことになっている。しかし荻町に行つて、かなり大きな真新しい建物を見て「ここは、以前はどんな建物だったかな」と首をひねるのは毎度のことである。この改築や新築も、もちろん守る会と村の教育委員会の許可をもらわないと勝手には建てることができない。昭和六十年につくられた「景観保存基準」には伝統的建造物はもちろん、新しく建てる建物についても非常にこまかく外観の材料や仕様が定められている。

ここでも基準をちゃんとクリアする物件は守る会で了承されるが、少し「ひねった」申請が出ると先ほどの伝建審で審議されることになる。どのように審議されているのか興味深い一例として、伝統的建造物群保存地区選定後に移築された車庫を道路沿いに移動させ、改修（新築）して飲食店を開きたいという申請を取り上げてみたい。これは今ある建物の向きを変えて道路沿いに少し動かしたいという要望であった。向きを変えるのは雪の処理のため、道路沿いに動かすのは（多分）商売のため、改築に当たっては今の材料を極力使うし、建物はちゃんと基準にあったデザインにします、という内容である。これに関する議論を抜粋してみよう。

学識経験者 景観は良くなると思いますよ。原則論の話です。これそのものはかまわないわけですが、あそこは特別だと後で言われないうに。その理屈を他のすべてに適用されたら困るかどうかということです。

地区の建築担当者 これが伝建選定以前の配置ならばそれを崩すのはまずいと思うのですが、これが伝建選定十年後建てられたということのなかで、それを動かすことについてどういうことを言えるかと。

委員一 自分の敷地内の車庫や納屋の用途のすり替えも問題かとも思うのですけども。

学識経験者 保存計画そのものでは家屋を店舗に使うことに問題はないわけですね。Bも店舗にしたわけですから。

（中略）

学識経験者 売らない貸さない壊さないにしても、売らない、貸さないに關しては法律では規制できないわけですよ。これを守る会でやってもらうのは非常に貴重なことなわけです。…さてこれをどうするか。

委員二 例外的に認めるかどうかということですね。雪の話だけであれば向きを変えるというだけでいいわけで、見た感じは良くなるということですね。すり替えた形でこういうものが増えるという事と困るということですよ。

委員三 その可能性はいっぱいあると思うよ。車庫もつとるで、なんやらに化けたわということもある。修景という意味では良くなる可能性はあるけれども、他の人たちに波及するということに關しては追隨が心配。

(中略)

学識経験者 積極的な評価としては家並みの連続をつくるということ、後ろに駐車場をつくる、隣との取り合いの問題もあって、いくつか条件をつけて許可することではないですか。

先ほどの合掌造り家屋の申請と同じく、ここでも「景観」的には良くなるけれど、例外として認められるかどうか、皆を説得させるだけの理由付けができるかどうかというところに議論の焦点がある。審議会ではこのようにときにはこまかな個人的な事情に配慮しながらも、柔軟にかつ厳しくひとつひとつの申請に対処しているのである。

## 「修景」のジレンマ

「修景」という言葉を聞いたことがあるだろうか。造園や都市計画の分野では、建物のまわりなどにデザインを施し植栽などの整備することを「修景」と言ったりする。一方、「歴史的まちなみ」の場合には伝統的なもの以外の建物や施設を、伝統的な景観に調和するように規制を設けること、あるいはデザインすることを「修景」という。いずれも現在より良い景色にするために、すでにある状況に手を加えるという点は共通している。

伝統的建造物群保存地区だけでなく、多くの「歴史的まちなみ」と呼ばれるところは、なぜか白々しい印象を受けることがある。さらには、伝統的建造物群保存地区に行くと、保存地区の境界が見ただけでわかる場合すらある。保存地区はきれいに「修景」されているからである。「歴史的」なものは古い、古いまちなみには古い建物があるはず、と思つて来てみたら修理され修景されピカピカになった「歴史的」な景色が広がっているので「何だかウソっぽい」となるわけである。逆に「本当に古くて朽ち果てそうで誰も来ないようなところ」を観光で訪れることはあまりないのだから、「訪れることができる観光地である」という時点でその「ウソっぽさ」はついてまわるといふジレンマがある。五十嵐は「景観のデザインが記号的な操作に収束していく」ことに懸念を示しているが、「歴史的まちなみ」から受ける不自然な印象は、おそらく「保存対象としての伝統的建造物群」が「歴史風のまちなみ」という記号として拡大増幅された結果であるともいえる。

白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存計画では「歴史的風致を損ねる状態にあるものについては、

周囲の景観に調査させることを目的とした修景を行う」となっており、具体的には保存基準に従うこととされている。保存基準では非伝統的建造物に関しても材料、色、形の詳細な基準が設けられ、全体としてはいわゆる「山小屋風」の建物になるように定められている。このため、ここ十年ほどで新築の「山小屋風」の建物が地区内に建ち並ぶこととなった。ちなみにこの「保存基準」ができる前に建てられ現在まで残っている非伝統的建造物には、稲垣の言うところの「バラック」のようなタタン壁のものもあるし、コンクリートの建物は農協と公民館がある。荻町でも御多分に洩れず、基準にまったく合っていないのは主に公共建築である。余談になるが、現在コンクリートの陸屋根で「景観的には良くないと非難の的になっている農協も昭和二十五年の建築当初は下見板張りの木造建築であった(図2-12)。もしこの建物が残っていれば、同じような「山小屋風」が並ぶ通りの印象は大きく変わったに違いない。いずれにせよ、今後非伝統的建造物が基準に従って次々に建て替えられれば、近い将来荻町は修景された「山小屋風」と「合掌造り」という二種類の建物のみになることが予想される。

さて、修景のもうひとつの悩ましいポイントは「色」である。色に関して基準では、新築は自然色または古色塗、増改築は古色塗となっている。この「古色」に関してはさまざま議論が続けられてきた。本来であれば「生木」のまま劣化させるのかもしれないが、防腐などの目的で材料に何らかの処理をする必要がある。このため、はじめのころはかなり鮮やかな「黄土色」の家屋が出現していた。どうも変な色になってしまうというので、世界遺産合掌造り保存財団や白川村教育委員会でもさまざまに試した結果、最近になって「伝建色」というものが定められ、基本的にはそのなかから色を選ぶよ



図 2-12 新築時の農協（上・昭和 25 年、白川村役場所蔵資料）と現在の農協（下・平成 19 年）

うになった。この「デンケンシヨク」のひとつはマットなこげ茶色で、「塗ったぞ」「修景したぞ」という雰囲気微妙に伝わってくる仕上げでもある。

こうした「修景」について、はじめの「ウツっぽい印象」に話を戻そう。「修景」というのは「お化粧」でもあり、素顔ではないところに違和感のもとがあるのだとも言える。問題は「修景」という行為がたとえ素顔を取り繕う「お化粧」であろうとも、多木が指摘したように「いったんまがいのものが文化として成立してしまえば、ほんとうの木であるか見せかけのものであるかという区別よりも、ある材料がすでに公認の文化から記号的な価値を与えられているかどうかということだけが問題となる。木や石を無邪気に使うことも『自然らしさ』という二次的意味をもってしまうのである」という部分にあると思われる。先の五十嵐はこうした「記号」について懸念を表明しているのだが、それは荻町の場合ほどのようなデザインならよいのだろうか。つまり荻町は世界遺産であるという点で超強力な記号化が起こったわけで、これを排除することは不可能である。つまり、押しも押されぬ「伝統的な農村」という「テーマ（＝記号）」を与えられた場所となってしまったのである。

「デンケンシヨク」もそうだが、荻町ではときには地元の人同士の血のにじむような努力と話し合いを経て保存のための基準がまもられた結果、今の「景観」が生み出されてきている。現在の「カキワリ」な雰囲気には異を唱えるのは簡単である。しかし、新しい建物を建てる時にそのほかにどのような選択肢があるのだろうか。乱暴に言えば、「デザインされた」もの、「デザインされていない」もののふたつの方向性が考えられるだろう。「デザインされた」ものとしては、たとえば安藤忠雄の「国際こども図書館」のようにガラスの箱がひとつ、ふたつ景色の中につきささっていたらどうだろ

うか。あるいは木造だけれどもデザインされた個性的な建物があったらどうだろうか。「デザインされてない」ものとしては白川村の他の地域のように「〇〇ハウス」のような軽量鉄骨の建売住宅、ログハウスなどがさまざまな色の屋根で建ち並ぶなかに合掌造りの建物があるかどうか。あるいは「テーマパーク」と割り切って、トタン屋根の建物に住んでいる人を強制移住させ、「合掌造りの建物」だけになったらどうだろうか。「ではあなたならどうする？」と言われると答に窮するのである。

屁理屈と言われそうだが、荻町は「世界遺産」というテーマを持った場所なのだし、「カキワリ的」でもいいじゃないか、とも考えることができる。「保存地区」の姿も少し引いて、「平成における保存地区の特徴的な修景された景観」としてとらえれば、保存のための努力と「修景基準」がつくり出した景観も味わい深いものに見えてくるかもしれない。

## 3 そのほかの要素——農地・水路

## 農地

農地のない「農村景観」はない。「世界遺産白川郷」の価値のひとつは「特異な農村景観」なので、農地は世界遺産の価値を担保する不可欠な要素でもある。荻町の農地は田と畑である。田は江戸期には幕府の土地開発の方針によって、大正から昭和初期には耕地整理組合によって開田が進み、これまでに二回の増大期があった。畑は山沿いの焼畑が盛んで、享保から明治初期にかけて四倍に増大したとされている。

これらの農地の現状はどうかというと、田に関しては、休耕田が増加したことが大きな変化と言える。荻町の田んぼは入るとズブズブとひざの上まではまり込んでしまうような湿田が多く、作業がとんでも大変である(図2-13)。減反政策のときそれぞれの農家で、湿田ではなく他の地区に所有している耕地整理されて耕作のしやすい田を残しておこうという判断が働いたことも、荻町に休耕田が増加する要因となった。

休耕田には草刈はしているものの特に何も植えていないところ、埋めて駐車場にしまったところ、「景観作物」を植えているところなどがある。「景観作物」とは「景観を意識した作物」のことで、中には肥料や除草などの効果があり、「見てよし、土にもよし」という一石二鳥の効果を持つものもある。荻町の場合は「景観」を意識した結果として、ハス、ソバ、コスモスなどが植えられている

図 2-13 湿田での耕作の様子  
白川村役場所蔵資料（年代不詳）



図 2-14 景観作物  
後方の白い花がソバ。手前はコスモス（平成 13 年）

図 2-15 コスモス畑で撮影 (平成 11 年)

(図 2-14)。「休耕田には何を植えると『景観』的に良いでしょうか」という問いに教科書的に答えるとする、コスモスは外来種だし、農地ということを考えたと、焼畑で昔もつくられていたソバかなあ、となる。しかし、コスモスは観光客には人気でコスモス畑にどかどかと入り込んで写真撮影をしている光景も見られる(図 2-15)。ここで、外来種のこと、少しふれると、荻町では「花いっぱい運動」を平成に入ってから展開していて、毎年役場からインパチェンス、マリゴ、ゴールド、サルビアが婦人会などに提供されてきた。荻町の人はじつにマメで、花ガラ摘みなど手入れを怠らないので綺麗な花がいつまでも咲き続けている。「景観作物」は休耕田にして荒らしておくから少しでも花の咲くものという意識か

ら植えられているものであり、「食べる」ことより「見せる」ことが第一義である。

しかし、見せるためであればなおさら、「農村景観」にとつては花を植えるよりも「田んぼと合掌造りの建物」のほうが本来的で、「稲」以上の景観作物はないともいえる。田が急激に減少したことを受けて、平成十三年の白川村荻町農村空間整備事業ではこうした休耕田の分布を把握すると共に、改良の望まれる湿田等について調査を行った(図2-16)。これをきっかけに荻町でも田を復活させようという動きが具体的になってきたところである。平成十年からは世界遺産合掌造り保存財団が「休耕田活性化事業」として休耕田の復活を試みている。展望台から見たときに最も目立つ場所にある休耕田を耕作し、収穫された米を世界遺産でとれた「結米」として売り出そう、というものである。一部は業者に委託しているが、普段せせらぎ駐車場で車の交通整理をしている職員を先生にして、財団の職員総出で田植えも稲刈りも行っている(図2-17)。これに関しておもしろい話がある。「世界遺産米」を売り出そうというときに、教育委員会の当時の担当者が「コシヒカリでもないのに売れるかな」と心配していたことである。本人も農業をしているため、ブランド米でないのに売れるかなという心配なのだが、「世界遺産」というブランドは「コシヒカリ」を凌ぐことはまちがいないだろう。もうひとつは筑波大学の世界遺産専攻の授業で、送られてきた二キログラム入りの「結米」を見せて、お土産に買うかどうか聞いたところ、意外にも「買わない」が大多数だったことである。理由は単純で「重いから」「おせんべいになっていけば買うのに」「もつとかわいいパッケージにすれば買うのに」とのこと、で、「コシヒカリだったら買うのに」という意見はなかったものの、なかなか「世界遺産米」の前途は厳しいかもしれない。ともあれ、荻町を思い浮かべながら食べる「結米」は美味しいことは

図 2-16 複田事業対象農地 景観上からも営農復活が望まれる農地（部分）  
白川村、(財)農村開発企画委員会などによる『白川村萩町農村空間整備事業』  
(平成 14 年) p.96-97 より一部抜粋および加筆



図 2-17 世界遺産白川郷合掌造り保存財団による休耕田活性化事業  
職員総出の田植え（平成 17 年）

確かである。

休耕田の復活にまつわるおもしろいエピソードは他にもある。「世界遺産米」に先駆けて、守る会でも財団と力を合わせて休耕田を復活しようという試みがあり、どうせつくるなら、と「アイガモ農法」を取り入れることにした。田んぼのまわりに網をめぐらし雑草を食べさせていたのだが、網の隙間からしよっちゅうカモが逃げ出すため、守る会の会長自らがカモを捕まえに奔走し、本業が手につかなかったという話を聞いた。その後めでたくカモは食されたそうだが、翌年からはアイガモ農法はなくなったようである。こんなふうには、休耕田の復活に向けても、具体的な取り組みが文字通り「汗を流して」行われているのである。

## 水路

最近荻町で一部の関係者や研究者に脚光を浴びているのが、水路などの「水」に関連する要素である。水は荻町では飲料水、田んぼの水のほかに雪を溶かすという大きな役割がある。「雪マタジ」という言葉を地元の人は使うが、「雪マタジが悪い」と言えば「雪の始末がしにくい」ということを意味する。建物のところでも取り上げた伝統的建造物群保存地区保存審議会でも、「雪マタジ」をよくしたいというのは時々現状変更の大きな理由として上がってくるものである。たとえば、自分の家の屋根の雪が隣の家の敷地に落ちてしまうようなことは変更の理由としては相当切実なものなのである。「水戦争」と言われるほど、現在でも融雪のための水確保の苦労は続いている。

荻町には全長延べ十二キロメートル以上にもわたって水路が網目状に走っている。明治二十一年



図 2-18 水路 (下ゴッ、平成 11 年)

(一八八八)の組絵図に描かれている水路はほとんどその場所に残っており、今でもきれいな水が流れているのを見ることができ(図 2-18)。荻町に簡易水道が整備されたのは昭和三十三年だが、それまで水路は生活の上下水道を兼ねていて、各家庭では「ミンジャ」と呼ばれる炊事場に水を引き込み「ミズブネ」に水をためて炊事用に利用していた。水路は合掌造りの建物の炊事場から炊事場へと流れていたことになる。水路の水は今でも農耕用だけでなく、山菜のアク抜きなどに利用されている(図 2-19)。

水路以外に特徴とされるのが「シユウズ」と呼ばれる湧水地で

ある。水路の脇に石で囲まれたり、簡単な屋根を架けたりした池のような場所があるが、水が流れていないにもかかわらず澄んでいることからそこがシユウズで、水が湧いている場所であることがわかる(図2-20)。最近の西山らによる調査で地区内に二十箇所あまりもあったことが明らかになったが、今では枯れてしまったものもあるという。

そのほかの「水」の関係では池があげられる。以前は誰もが池を持つわけではなく、「タナ池」「雪池」と呼ばれるこれらの池を近所の人も共同で使っていた。タナ池では汚いものを洗ったりしていた。現在ではほとんどの家屋に融雪池が設けられている。

このように、水に関して水路、シユウズ、池などがあげられるが、ここでも修景の問題が浮上している。現在の水路はモルタルを使わない石の空積みもの、土、U字溝などさまざまであるが、さきほどの西山らの調査で問題にされているのが玉石で修景された水路である。規格化された玉石を他の場所から買って、コンクリートの下地のうえに装飾としてつけられているため、石そのものは水路や石垣の構造的には役に立っておらず、こうした石で飾られた修景水路は「緊張感がなく間のびして見える」と指摘されている。伝統的建造物群保存地区の制度では建物だけでなく樹木や石垣、水路などを「環境物件」として保存対象に指定している。荻町でも平成六年の保存計画の改訂時に東側二百九十メートル、西側二百六十メートルの「大溝」と呼ばれる水路が環境物件として指定された。保存計画では水路は「現状維持を原則とするが、現状が歴史的風致を損ねる状態にあるものについては科学的調査と根拠に基づいて、修景、復旧、整備する」とあるのだが、環境物件に指定されている大溝は多くの部分が「間のびして見える」新しい玉石とコンクリートでつくり直されている(図2-21)。

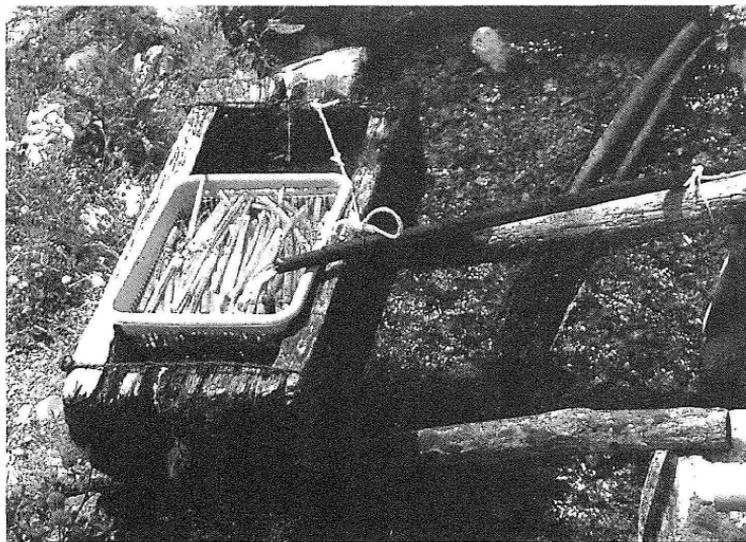


図 2-19 「ミズブネ」で山菜のアクヌキ (平成 11 年)



図 2-20 シュウズ (神田家、平成 11 年)

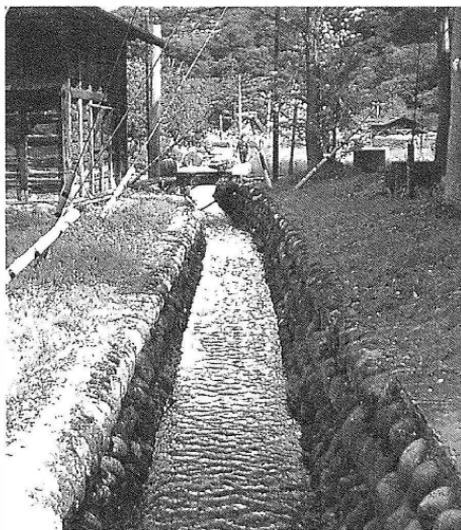


図 2-21 環境物件に指定されている大溝  
(平成 11 年)

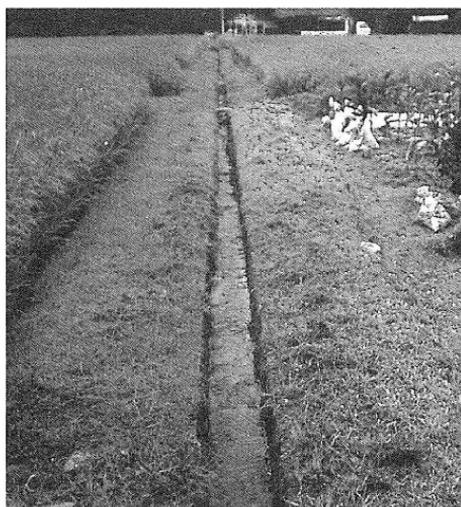


図 2-22 U字溝の水路 (平成 11 年)

マニアックかもしれないが、調査で一日水路ばかりを見て歩いていると、こうしたこまかい違いが良くなっていくものである。印象としては新しい「間のびした玉石」のものよりも、コンクリートのU字溝でもまわりが草地だと良く見えることもある(図2-22)。また、「間のびした玉石」のもので天端のコンクリートが露出していなければさほど気にならない気もする。住んでいる人にとってはコンクリートを使わない空石積みは石の間から雑草がたくさん生えてくるので手入れがとても大変である。そして建物と同様、こうした「見方」は水路ばかり見ているから生じるものでもあって、多くの観光客にとっては「石」でありさえすればあまり気にならない程度のもものかもしれない。

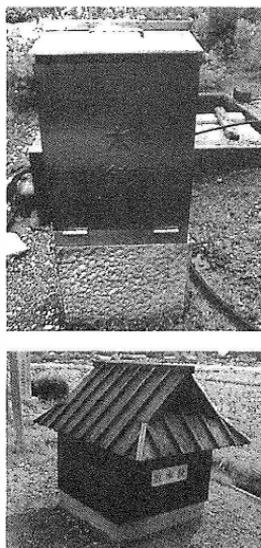


図 2-24 いろいろな放水銃  
上：五箇山(菅沼、平成 12 年)  
下：美山町(平成 13 年)



図 2-23 荻町の放水銃 (平成 19 年)

### 放水銃

荻町に行くと、高さ一メートルほどの三角形のとんがり屋根の小さな小屋をあちこちで見かける。これは放水銃で、火災のときにここからものすごい勢いで水が出る仕掛けになっている(図 2-23)。この放水は一年に一度「一斉放水」という形で訓練が行われ、当日はたくさんのお客が詰め掛ける騒ぎになっている。問題なのはこのとんがり屋根で、地区に五十九基設置されているこの放水銃は「合掌造りに似せたデザイン」なので、よろしくないという指摘を一部から受けている。保存計画で「合掌造りに似せたものを造ることはできない」とされているからである。同じ世界遺産の五箇山の菅沼では放水銃はステンレス製、京都の

美山町では木製の「山小屋風」のデザインとなっている(図2-24)。果たして、「歴史的な景観」に調和するのはどのデザインだろうか。

授業で五箇山のステンレス製と荻町の合掌風のものどちらが好きか、選んで理由を述べなさいという簡単なレポートを出したことがある。文化財を学んでいる学生なので、『文化財修景的』に五箇山のほうが正しい」ことは了解のうえのレポートである。その結果は荻町、五箇山と意見が半々に分かれた。荻町は「結果はどうあれ景観に配慮しようという気持ちが感じられる」「かわいいから好き」、相倉では「放水銃という機能がすぐわかる」「お手入れが簡単そう」などが選んだ理由であった。もちろん「正しいから好き」という学生もいたが、多くは「正しい」と「好き」は違うということのようである。

荻町には放水銃のほかに消火栓が三十四基ある。鋳物でできたこの消火栓はどこかノスタルジックな印象さえ受ける(図2-25)。平成十三年の観光客を対象にした写真撮影調査で観光客が好んで撮影していたのは放水銃よりも消火栓という結果が出た。実は消火栓と放水銃はいずれも昭和五十二年以降の防災施設等整備事業によって設置されたもので、消火栓のほうがずっと古いというわけではない。

放水銃の難しいところは、入れ物の中に入っている「銃」をむき出ししておくわけにはいかないため収納する箱が必要で、見た目からは機能がわかりにくいことと、雪が積もるためコンクリートの土台を設置しなければならず、かなり大きなものになってしまうことである。同じような施設に電線の地中化に伴って登場した変圧器があげられる。電線の地中化は最近の「景観整備」の必須アイテムになっているが、荻町でも地中化の結果、こげ茶色に塗られたかなり大きな変圧器と同じくこげ茶色

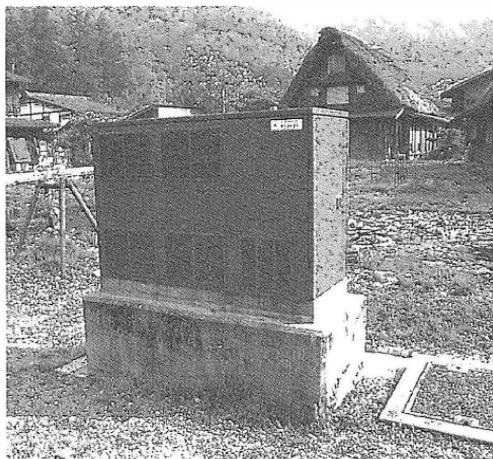


図 2-26 変圧器  
(平成 19 年)



図 2-25 荻町の消火栓  
(平成 19 年)

の照明が新たに設置された(図 2-26)。これも審議会などで検討された結果のデザインと色である。景観に配慮するために電線を地中化し、そのためにさらに景観に配慮することが増えたという感じもする。

いずれにしてもこれらの新しい施設の「修景」はとても難しい。エアコンの室外機も荻町ではこげ茶色にペイントされたものが多いが、他の伝建地区では木製の囲いをするなどさまざまな「修景」の工夫がなされている。「目立たなくすること」「隠すこと」を優先すれば「機能」は見えなくなる。でも「隠したな」というのがわかると「わざとらしい」という印象も与えかねない。鋳物の消火栓のように余計な「修景」がないほうが、機能がわかりなおかつ溶け込んで違和感がないという場合もある。荻町では個々の事例に対していつも慎重に議論されており、その結果の現在の姿があるのだからとやかく言うことはできないが、放水銃ひとつとってもこれだけの

「デザイン」や「見方」があるのかと思うとおもしろくもある。

### 駐車場と交通問題

荻町でここ二、三年の最もホットな話題は「交通問題」である。全景の写真を見てもわかるように世界遺産地区の真ん中をまっすぐな道が通っているが、連休などオンシーズンは観光客の車が渋滞の列をなし、住んでいる人の出入りができないというすさまじいことになっていた。これは困るというので、南と北の二箇所を通行止めにして観光客の車を地区外の駐車場へ誘導し、循環バスで観光客を運ぶいわゆる「パークアンドライド」にむけての取り組みが進められてきた。

この「農村景観」に似つかわしくないと非難されがちなまっすぐの旧国道（現在は村道）は明治二十三年（一八九〇）につくられ、明治三十七、八年（一九〇四、五）には九尺幅（約二・七メートル）<sup>四</sup>に、昭和二十三年に四・五×五・〇メートルに、そして現在は幅員六メートルと徐々に拡幅された。その後、昭和四十年には舗装され、平成に入ってから道の両側の融雪溝にタイル模様の蓋がされ、さらに電線を地中化する予定で、順調にお化粧も進んでいる。この旧国道については賛否のあるところだが、保存計画ではこの直線が「あまりにも異質」で「近世の村落景観を大きく損ねている」が、「開通以来、すでに二世紀ほどを経ている、この集落の歴史となっていることも事実」とし、異質さを強調しつつも、一世紀の歴史は尊重すべきという見方をしている。

渋滞の主な原因となったのは荻町のちょうど真ん中あたりの旧国道沿いに整備された駐車場で、駐車場があれば観光客はどんどん地区に入ってくるのは当たり前である。これは昭和四十四年に観光客

図 2-27 旧国道の渋滞（平成 11 年）



図 2-28 せせらぎ駐車場（平成 13 年）

用につくられたもので、現在は荻町区が管理をしている。大型車も停めることができるため、旧国道を大きなバスが行き交うようになった。この駐車場の他にここ数年は田んぼをつぶして個人で駐車場を始めたところも増えてきたため、「交通問題」がもう逃げようのない差し迫ったものになってしまった。駐車場が増えた直接の原因は建設業界の不振であると言われている。観光化が大きく取り上げられている荻町でも、実際には公共事業などにかかわる建設業に従事する人がたくさんいる。平成十五年以降の公共事業の不振が建設業に大きなダメージをもたらし倒産する会社もあるなかで、明日の生活を何とかするために休耕田を駐車場にして観光客から料金を集めるといふ家が出はじめたのである。このようなつびきならない事情を背景に小規模の駐車場が増加したため、以前からくすぶっていた交通規制問題が一気に浮上した。この交通問題に関しては平成十三年度の国土交通省の「交通実験」を経て、荻町交通対策委員会や守る会、教育委員会などの地道な話し合いが何度も重ねられた結果、平成十八年度からとりあえず、日を決めて交通規制とパークアンドライドが実施されることになった。平成十九年度は主に毎月第三金曜日、土曜日を「交通対策日」にして観光車両の規制を行っている。交通規制に関する住民説明の会合では、「世界遺産をまもっていくには必要だと思う」「今、やらなければいけない時期に来ている」という前向きな意見がある一方で、「借金を多く持つ中で、先の見えない規制は怖い」「駐車料金を値上げすることで白川のイメージが悪くなるのでは」といった不安の声も出たという。<sup>24</sup>この交通問題に関しては国交省、土木系の研究者、文化財の関係者など実に多くの「専門家」と呼ばれる人たちが「このままでは荻町はだめになる」と苦言を呈し、一様に「このまま車を入れ放題にしてはそのうち観光客から見向きもされなくなって、結果的に自分たちの

首を絞めることになるのだよ」と脅しともつかない文句を村に向かって投げかけている。住んでいる人の意見もさまざまにある中で守る会や村の担当者たちは実現に向けて、胃が痛くなるような苦労を重ねた結果の平成十八年度からの試行である。

### 道のデザイン

もうひとつ「道」で取り上げたいのは、農林水産省の事業で整備された遊歩道である。平成三年度に完成した集落の中央あたりから和田家に向かう板敷きの道はまるで「尾瀬」のような雰囲気で、歩くとバタンバタンという音がする(図2-29)。これは文化財関係者にとっては放水銃と同じ「間違った修景」である。こんな木の道はこれまで荻町になかったのだし、「金にあかせて何でものをつくってしまったのだ、農水省は！」という具合である。この非難の是非はさておくが、たしかにカクカクとした板の道の形状もどこかぎこちなく、集落の中に不思議な空間をつくり出している。ちなみに世界遺産のコアゾーンではないが、荻町の横を流れる庄川沿いには国土交通省が緑がかかった石敷きの遊歩道を整備している(図2-30)。こちらはほとんど利用する人もないのであまり目に触れないが、怪しげなデザインであることは推して知るべしである。各地の歴史的まちなみではこうしたお金の出所(つまり管轄省庁)の違いによるデザインの違い、考え方の違いというのは顕著である。荻町ではないが、特に多いのが「歴史風」という名目で国交省がもともと石敷きではなかった場所に「石畳」を整備してしまうパターンである。「ほんものではない」と、文化財関係者はそれを見て激怒しているが、一般の観光客には「歴史的な雰囲気」として了解されるものであろう。

舗装に関しても荻町ではさまざまな検討がなされている。保存計画では「未舗装の地道はそのままとし、既舗装の道路については舗装改修時に歴史的景観を考慮し、地道風の仕上げとする」となっている。実際には地区内ではほとんどの道は昭和四十年代までにアスファルト舗装されてしまったため、「地道」のところは田の畦道などごくわずかである。石貼りはダメ、土の道ではぬかるんでしまうというところで、村は困り果て、いろいろな舗装材を試したようである。これまで繰り返し述べてきたように、すべての要素に関して「修景」という考え方をどのように解釈して適用すればよいのか、わざとらしくなく、ほんものらしく見えるにはどうすればよいのか、悩みは尽きない。



図 2-29 和田家に向かう木道  
(平成 10 年)

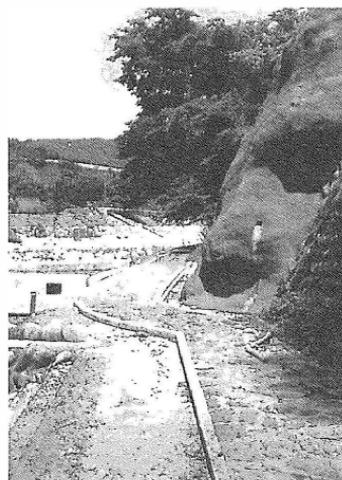


図 2-30 庄川沿いの道  
(平成 11 年)

## 4 森林

### 森林の外観の変化

荻町の全景を見ると、合掌造りの建物の集落は森林に囲まれている。この森林は世界遺産の位置付けでは「バッファゾーン」(緩衝地帯)と呼ばれる地域で、村の景観条例によって「歴史的文化的景観保護地区」に指定されている。主に遺産の周辺地区などで、保護に関連して重要な場所はバッファゾーンとして設定するのである。変わらぬように見えるこの森林は、実は最も変化が大きいもののひとつである。集落を取り囲む森林は江戸時代から昭和初期にかけて生活に欠かせない場所、いわゆる「里山」であったにもかかわらず、現在ほとんど利用されていない。同じような変化は日本の各地に見ることができる。本書では、そうした日本のあちこちの山村で見ることができる森林の変化が荻町でも起こってきた様子について少し詳しく述べていきたい。

### 絵図から見た林相の変化

白川村一帯の森林は江戸時代に幕府の直轄地であり、享保、天保それぞれの山絵図が残されている(図2-31)。絵図は美しく彩色されていて、当時の森林の様子を伺うことができる。さらに、明治の山林字図が村役場に保管されているので、これらの資料から当時の森林の様子(林相)を推測してみたい。史料は享保年度山林繪圖面、天保年度山地繪圖面寫のそれぞれ荻町を対象としたもの、大野郡



図 2-31 山絵図

上：天保年度山地繪圖面寫  
(1843年)

下右：同上 部分

下左：享保年度山林繪圖面  
(1727年)

いずれも白川村役場所蔵



示区分による利用の差からおおまかな林相は推定できると考えられる。表2-2は三つの時代の森林表示区分とその森林の利用を対応させ、利用から当時の林相のイメージを表したものである。

先ほどの区分のなかで、御留山と雑木立山の二種類が幕府の林業施策において施業の対象となっていた。<sup>53</sup> 御留山とは百姓などの立ち入りが禁じられた幕府の山で、再三にわたって白木稼ぎの禁止や薪炭材の採取の禁止が申し渡されていた。御留山はその利用や場所が決して固定的ではなかったという見方もあるが、<sup>54</sup> 他の区分に対して比較的上木が伐採されずに残っており、最も針葉樹の割合の多い林相であったと考えるのが妥当であろう。雑木立山は幕府所有ではあるが、山内良木のうちヒノキ、ヒバ、サワラ、コウヤマキ、クロベヒノキの五木の伐採を禁止し、他の落葉樹は薪炭用として利用することが可能な山であった。<sup>55</sup> このため、林相は御留山に比べ林床の開けたものであったことが想像される。柴木立山、草山は人々が自由に利用することができた。延享三年（一七四六）の植付令では小木立柴山にもヒノキ、サワラ、ヒバ、クロベ、スギの苗を植えるようにとあり、多少の針葉樹が見られた可能性もあるが、留山や雑木立山に比べてほとんど無立木地に近い状態であったことが推測される。

以上のように江戸から明治にかけて、森林の利用と為政者の規制や意向が相まって多様な林相が見られたことがわかる。天保十四年（一八四三）の文書に「山繪圖等之儀、年曆相立追々変化いたし、雑木林御林は勿論、御留山と候場所も、連々白木等相稼、草山同様に相成、又は前々草山之場所を、百姓共勝手を以、木立にいたし置」とある。御留山でさえも、白木稼ぎなどで利用されて草山のようになっているとすれば、草山としたところを勝手に木立にしてしまつて困つたものだ、という内容で、山の区分がまもられておらず「百姓共」の利用によって林相が変化していた様子がうかがえる。

## 江戸から昭和初期にかけての森林の利用

江戸から昭和初期にかけてはさまざまな目的で森林が利用されていた。森林の利用は木材の伐採、植林といったいわゆる林業と、山桑の栽培、薪炭材の採取、稜せきの採取、焼畑、カヤバとしての利用である。このほかに狩猟や木の実の採取などもあった。おもしろいのは森林の区分のところでも少し触れたように、こうした利用は「百姓」と取り締まる役所のいたちごっこだったということである。「百姓」の利用を規制するおふれが再三再四出されていることはそれだけ森林が百姓にとっても幕府にとっても大切な場所であったということでもある。

森林の利用としてまず思いつくのが林業である。木材の伐採は長享二年（一四八八）に白川村鳩谷の杉で中野照蓮寺を建てたという記述が最古のものとされている。その後大きな木から伐採が進んだ結果、延享三年（一七四六）高山御役所から三郡に出された樹苗の植付令には「惣て我前々の御古木も盡山に相成、前々の様成古木も無之、自然と稼ぎかたうすく」とあるように、三百年ほどの間にめぼしい木をすべて切りつくしてしまったことがわかる。切ったからには植えなければと、享保六年（一七二二）を皮切りに延享三年（一七四六）、寛政六年（一七九四）、安政六年（一八五九）に伐採跡などに苗木を植えて、植えた苗木をまもるようという文書が出された。安政六年（一八五九）の林業を奨励する文書には「今まで植えてきた造林地は混交林となっており」とあり、こうした伐採と植林政策の繰り返しの結果、混交林が形成されたことがわかる。切ったり植えたりの繰り返しは明治に入ってから変わらなかった。「村有林設置規程」には明治三十六年（一九〇三）から昭和四年

(一九二九)まで毎年植樹を行うことが盛り込まれている。明治・大正時代にわたる森林の所有権をめぐる混乱の中でも植林は行われていたのである。

森林の区分を見てもわかるように、白川郷は多くの山村の例に漏れず焼畑が盛んだった。「昔はどこもかしこもナギバタかカヤバで山の上のほうまでずっとようみえた」とあるように、焼畑は森林の大きな特徴となっていた。焼畑はナギバタと呼ばれ、入会山を利用して行われていた。立木を切り倒し、草を焼いてから三、四年から長いところで十年ほど作物を替えながら畑作をし、地力が衰えたあとはクサバやカヤバとして利用された。つまり、森林の眺めも草地から広葉樹林へと二十年から三十年のサイクルで変化していたといえる。荻町では元禄七年(一六九四)の検地で焼畑が約一・八ヘクタールだったものが安永三年(一七七四)には六・三ヘクタールと増加している。元禄九年(一六九六)、元禄十六年(一七〇三)、宝暦元年(一七五〇)には必要以上に焼かない、届出をするなどの内容で取締りの文書が出されている。再三にわたる取締りはそれだけ焼畑が盛んだったことの現れでもある。その後も昭和の初めまで焼畑は続けられた。集落に接する山裾は一面コガヤが生育するカヤバで、焼畑のあとのをやせた土地に自然とコガヤが生えてきてそれを広げてカヤバにしていたということである。当時の写真を見ると、山裾が草地になっており、建物の裏手がすぐに森林となっている現在よりも明るく開けた印象である(図2-32)。カヤバはその後激減したが、合掌集落の保存運動を受けて昭和五十六年には社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会により上町上に広さ一万三千七百六十六平方メートルのカヤバが造成された。また、平成八年には天生峠にコガヤが移植され、カヤ刈り講習会を定期的に実施するなどカヤバ再生の動きが始まっている。



図 2-32 明善寺

後ろの山が草地になっている（年代不詳、白川村役場所蔵）

焼畑やカヤバの他の利用として薪炭材や  
 稜の採取があげられる。「里山」に関して  
 は荻町も例外ではなく、化石燃料や電気が  
 普及するまではもっぱら山から燃料を得て  
 いた。現在でも薪は囲炉裏やお風呂を沸か  
 すために使っている家もあり、集落内で薪  
 を重ねて収納する「キダナ」と呼ばれる小  
 屋がある。しかし聞いた話では、これらの  
 薪の多くは道路工事の開削時に切り出され  
 たものを購入しており、現在山に薪を取り  
 に行くことはあまりないというこ  
 である。

また、天保の絵図では一箇所「桑山」の  
 表示があるが、森林は合掌造りの建物と切  
 り離せない養蚕のための山桑を栽培する場  
 所でもあった。山桑は葉が小さい品種で樹  
 高は数メートル、古木になると十メートル  
 に達するもので、多くは苗を山地の湿潤な

傾斜地や焼畑の周辺に植え込んでいた。「クワラ」と呼ばれるこのような自然生長の桑の栽培地は大正五年（一九一六）から昭和十五年（一九四〇）にかけて村全体で約半分に減少し、その後も養蚕の衰退に伴い、焼畑場になるか、あるいは放置、売却されるところも多かった。現在の山の植生に桑は残っているものの、全く利用されていない。

### 昭和期から現在までの森林の変化

次に昭和期から現在までの変化の様子を見てみよう。図2-32は明善寺を写したものだが、よく見ると背後の山に樹木がなく、明るく台地上に開けていることがわかる。全景写真からもわかるが、今ではこんもりと樹木が茂っていてまるで異なる景色になっている。この時期最も大きく変化したのは草地で、全景の写真を比べると昭和二十七年では背後の山の約半分に草地が見えていたものが、平成十一年にはわずか一％に減少している。現在の森林にはパッチ状になった杉の一斉林があるが、これらは主に戦後、昭和の後半から平成にかけて国の林業構造の改革に伴って植林されたものである。民有地の茅場、桑の跡地に植えられているものと、村有林に一定面積を確保して植えているものがあり、このため、さまざまな大きさのパッチを示している。しかし、昭和五十五年ごろまでに造林面積は激減し、ここ数年村ではスギは造林されていない。ヒアリングによると造林後の手入れもほとんど行われていない状況で、このため平成十三年の白川村第五次総合計画では林業の振興による「森林風景の保全」として「早急に森林全域において間伐を実施」することが基本計画の中で述べられている。

以上のように、昭和初期まではさまざまな形で森林が利用されていたが、その後それらが衰退また

は消滅したことがわかった。なかでも特徴となっていたのが草地で、焼畑がなくなり、カヤバも少なくなった結果、森林の様子は大きく変化したと考えられる。かつてはスケスケの明るい林だったものがこんもりとした厚みのある森林へと変化したのである。

このように変わってきた要因は、林業の構造改革と衰退、化石燃料、化学肥料の普及などがあげられる。はじめにも述べたように、こうした多様な利用とその後の変化は荻町特有のものではない。荻町では文化財指定や世界遺産登録の影響を受けずに、大きな社会の流れと共に自然に変化をした唯一の景観要素が森林であると言っても過言ではない。現在の森林は使われることこそほとんどなくなってしまうが、世界遺産の「背景」としての役割を新たに担っているともいえる。これまで述べたさまざまな要素のように「修景」を森林でも考えるところれば、「より美しい背景」とするべく、紅葉する樹種を残していく風致的な施業も考えることができるだろう。森林ならば、「見せる」ための演出で紅葉する樹種が増え、ヤマザクラが植えられたとしても、「景観作物」と違ってさほど不自然な印象は与えないのではないだろうか。

## 5 土地利用の変遷

景観の話の最後に、明治の絵図と航空写真をもとに全体の土地利用の変遷を見ていきたい。使用するのは明治二十一年（一八八八）の大野郡白川村荻町組全圖15と昭和三十二年、五十三年、平成十二年の航空写真である。

巻頭の図「土地利用の変遷」はそれぞれの年代の土地利用を森林、田、畑、屋敷地、駐車場、道、で色分けしたものである。パラパラマンガのようにこの四つの図を見てみると、この百年で集落がこちやこちやのモザイク状になってしまったことに驚くだろう。それではもう少し詳しくそれぞれの時代の変化を見ていくことにしよう。

### 明治二十一年（一八八八）の土地利用

明治期の土地利用では、集落の真ん中の部分一面が田でそのまわりに大きく畑が広がっている。屋敷地は現在言われているように「田の中に点在」していたわけではなく、道沿いに並んでいて、そのまわりは畑だったことがわかる。

全体の骨格としては、神社と和田家をつなぐようにして東通り、西通りがあり、それぞれの通りを中心として屋敷地が展開している。白川八幡神社から右が東ぶら（東村）、西が西ぶら（西村）と言われ、江戸時代の原形をとどめるとされている。西側、東側それぞれに寺院があるが、東側の明

善寺は延享五年（一七四八）の創建、西側の本覚寺は延宝八年（一六八〇）に東本願寺派から西本願寺派に転派しており、創建はそれを遡る。また、飛州志には荻町城の麓に御所と呼ばれる場所がある、と書かれており、これに対して『斐太後風土記』にはその場所に「和田の家のみ、今にのこるなるらむか」としている。つまり、展望台のある荻町城址から和田家が他の家々を従えているように見えるのは、偶然ではなく、かつ、和田家の前面に広がる田畑は歴史的に意味のある場所であったことがわかる。

江戸から明治期にかけて、とにかく田も畑も農地がどんどん増えたというのが最も大きな変化であろう。耕作地では元禄検地（一六九五）と安永検地（一七七三）では田の増加率は十三%だが、畑は百四十四%も増加している。さらに、焼畑にいたっては、溝口が白川村の焼畑研究の中で享保から明治初期を焼畑の近隣産地への拡大期とし、元禄から安永にかけて爆発的に増加したと指摘しているように、二百五十%も増加している。田と水路は不可分のものであることから、この時代の田の増加に伴って、田や家々をめぐる水路網が発達したと考えられる。

また、この時期の最も大きな変化は、集落を貫く旧国道ができたことである。道ができたのは明治二十三年とされているので、明治の絵図の二年後ということになる。図に書かれた時点では「予定地」だったのかとも考えられるが、いずれにしてもこの時期には旧国道沿いに屋敷地はほとんどなかったことがわかる。

## 昭和三十三年（一九五七）までの変化

明治期から昭和三十三年までの最も大きな変化は田の増加である。地区の北端の下ゴソと南端の上町では耕地整理によって畑がほぼすべて田に替わっている。これによって荻町全体の田の面積は飛躍的に増加したが、集落の中心部に關しては田と畑の構成や位置はほとんど変化していない。もうひとつの変化は旧国道沿いに確実に屋敷地が増加していることである。最も古くから田が開けていた集落の真ん中の部分に建物が増加することで、明治に見られた一面の田が分断され始めた様子がわかる。

この時期には庄川を渡る橋として白荻橋が完成した。この白荻橋を皮切りに次々と橋が架けられた。このころは家が少しずつ増え、橋が整備された外は、大きな変化の気配はない。観光地化や保存に大きな影響を与えた御母衣ダムが完成したのはこの直後の昭和三十八年で、嵐の前の静けさと言えるかもしれない。

## 昭和五十三年（一九七八）までの変化

この時期の最も大きな変化は建物と道路である。昭和四十年代までに旧国道、東通り、西通りなどの村道がすべてアスファルト舗装され拡幅された。アスファルトの舗装によって、これまで屋敷地も道路も同じ土面であったものが、視覚的には道路と土面に分離されたことになる。そのほか集落の何箇所かに駐車場ができていて、昭和四十四年、最も古くから田のあった場所に荻町区営駐車場と公民館が完成した。また、荻町城址や対岸の合掌村にも駐車場が整備されており、観光地化が始まったこ

とが土地利用からもわかる。また新たに白川橋も完成した。今では白荻橋ではなく白川橋が主に使われている。

昭和の後半には合掌造りの建物は激減した一方で、合掌造り以外の建物が大きく増加した。昭和十二年の段階で旧国道沿いから増え始めた建物が、東と西に分かれていた屋敷地の間を埋めるように、徐々に田畑のあった場所を侵食しながら増加した。ゴチャゴチャとした屋敷地と田のモザイクはこの時期にできあがったということがわかる。

#### 平成十二年（二〇〇〇）までの変化

昭和五十三年から平成十二年は、保存運動が始まり重要伝統的建造物群保存地区に選定された後の変化ということになる。一番目につくのは田がほとんどなくなってしまったことである。田は耕作放棄地や屋敷地の拡大によって著しく減少した。荻町中心部の休耕田は筆数で見ると約三割にのぼり、特に集落の真ん中の部分の不作付け地は約六割近くで、他の場所に比べて多くなっている。もともと古くから田があった場所は屋敷地や耕作放棄地となつてしまい、まとまった田が残っているのは上町や下ゴソといった大正から昭和初期にかけて新しく開かれた場所のみである。合掌造りの建物の減少は保存活動によってとまり、非合掌造りの建物の増加もそれまでに比べて緩やかになっている。しかし、西山も指摘するように建物の増築などプロポーシヨンの変化によって建て詰まりが始まるものもこの時期である。

第一章でも述べたように、この時期には村も荻町も観光地としての方向性を定め、それに向かって

行政も地域も突き進んでいて、保存と観光のためのさまざまなスケールの整備が行われた。バイパスの開通をはじめ、平成に入ってから対岸のせせらぎ駐車場整備、दैあ橋の架設、弥陀島公園整備など、庄川の沿岸を次々と塗り替える整備が行われる。さらにこの図の範囲外だが、東海北陸自動車道の整備によって地区の対岸の山は大きく削り取られた。

### 土地利用と景観

色で塗り分けた土地利用の変化を見ると、あまりの変貌ぶりに、いったい何が保存されたのだろうかという疑問もわいてくる。特に保存が始まってから屋敷地の増加や農地の細分化などが見られることから、少なくとも保存によってまもられたのは「土地利用」ではなかったとも思えるほどである。しかし、「景観」のおもしろいところは真上から見た「地図上」の土地利用の変化と、実際に「見る」景色とはかならずしも一致しないことである。人間が眺めることで「景観」が成り立つと考えれば、この「土地利用」の激変は本当に起こったことではあるけれども、景色としてどの部分が「見えて」いるかはまた別問題である。また見方を変えれば、土地利用がこれだけ変化しているのは、集落が「生きている」ことの証ともいえる。道路が整備され、建物が増えて観光業が盛んになる様子など人が生活しているからこそ、そうした集落の「生きた」変化が土地利用の変化となって現れているのであろう。

表 2-3 景観の要素と生業の関係

昭和初めまで	昭和40年代まで	昭和50年代以降
第一次産業	第一次産業	第一次産業
米作 焼畑 養蚕 林業	米作 焼畑 養蚕 林業	米作 焼畑 養蚕 林業
観光業	観光業	観光業
建物 農地 水路 池 森林	建物 農地 水路 池 森林	建物 農地 水路 池 森林

## 6 生業と景観

二章ではまもられている景観がどのように変化したのかを具体的に把握した。

要素のところでも取り上げた建物、農地、水路、森林と生業とのかわりの有無をまとめると表2-3のようになる。荻町の生活は養蚕や焼畑、稲作から建設業や観光業へと変化をした。実はこまかく見ていくと、江戸時代の硝子の製造や昭和の中ごろ盛んだった畜産業なども「業」としてあげることができる。特に畜産業は「白川牛」というブランドで大いに売れたらしく、現在も地区の中に畜舎が残っているし、牛を飼っている家もある。夏場は他の集落で「放牧」されているのでいないことが多いのだが、山沿いの牛小屋で飼育されていて、歩いていると突然「モォー」という大きな牛の声がしてびっくりすることがある。

それはさておき、要素と生業の関係は化石燃料が入り焼畑がなくなった昭和の初めころ、観光業が盛んになった昭和四十年ごろが大きな変化の時期といえる。表を要素から見ると、森林は稗わらや肥、養蚕のヤマゲワ、焼畑など林業だけでなくほぼすべての生業にかかわりを持っていったもの

が、今はまったく切れてしまったことがわかる。また、生業から見ていくと、現在では米作と観光業がいろいろな要素と関係を持っている。田畑も耕し、蚕も飼い、林業にも従事していたころはさまざまな要素と生業との結びつきがあったが、それらは次第になくなり、いまでは自分のところで食べる分、民宿で出す分は田畑を耕しているという家が多い。しかし、萩町が他のところと違うのは「観光」という新しい生業ができたことである。「観光」はそれまでの要素をすべて取り込んで成り立っている。さまざまな要素が「保存」や「観光」を名目に修景というお化粧を施されていることからこうした関係がよくわかるのである。

しばしば問題にされるのは「景観のために耕された田」や「養蚕をしない合掌造りの建物」など、見せるためのいとなみのゆがみについてである。そもそも景観は生活や生業の結果として生成し、「生業」↓「景観」という方向性を持つ。生成したものに化粧を施しながらそれを生業にすると「景観」↓「生業」という逆方向にベクトルが向かうことになる。これはさまざまな修景されたものを感じる違和感にもつながっていると想像される。「修景」はまさに「まもられた」「観光のための」という意味をそれぞれの要素に与える行為に他ならない。これは景観が遺産としてまもられ、観光地として生きていく以上は必然であり、その違和感をもって非難するのは「保存」や「観光」を否定することにのみなる。そして「保存」と「観光」を否定されたら現在の萩町には何が残るのだろうか。

さて、そうはいっても、土地利用の変遷をみると「まもられた」はずの萩町が大きく変わってしまったことが明らかである。ここで湧くのはいったい「何が」まもられたのだろうかという疑問である。「生きた景観」は近代化の流れ、産業構造の変化に伴ってダイナミックに変化する。それは山村の場

合、白川村の他の集落に起こった「廃村」という極端な結果にもなる。つまり何もしくなくても大きく変化したであろうことは想像に難くない。しかし荻町においては「保存」がもたらした変化がある。この章の冒頭にあげた写真に戻っていただきたい。古いほうは土地利用でみるとちょうど大きく変化する前、そして新しいほうは変化した後である。土地利用の変化から受けた印象とは大きく異なり、やはりあまり変わっていないじゃないか、と感じないだろうか。土地利用の変化からは屋敷地が増大し、駐車場が増え、古くからあった一面の田が細かく分断され減ってしまったことをすでに述べた。しかし、展望台からの写真を見ると、合掌造りの建物をまもり、目立つ耕作放棄地の田をふたたび耕作し、新しい建物をこげ茶色に塗った効果が現れていると言えないだろうか。ここでもやはり「ものの方」によって「まもられたもの」の印象がこんなにも異なることが明らかである。

荻町はかつて農業や養蚕を生業とした「生きた景観」が現在は観光業を生業として「生きている」ということができる。ここに保存がもたらしたものは観光業を成立させるための「景観」、観光資源としての「景観」である。有元利夫という画家が絵を描くことについて述べている文章は、荻町の状況にも当てはまるところがあるので紹介したい。

本物の山を見ていいと思い、その良さを絵にして伝えようとするなら相当嘘をつかなければならないはずだ。大切なのはどのように嘘をついたらそれらしく見えるか、その真実が伝わるかということ。そうやって嘘をついて抽出された形にはリアリティーがある。<sup>64</sup>

生きた景観は絵ではないし、「嘘」ということばは強すぎるけれども、「保存」や「観光」が誰かに対して「見せる」ことを前提にしているかぎり、「ほんものかどうか」を云々することは、「リアリティー」を抽出する行為であることを客観的に認識する必要はあるだろう。

【脚注および文献】

- (1) Denis E. Cosgrove (1998) *Social Formation and Symbolic Landscape*.
- (2) 宮澤智士『合掌造りQ&A』、白川村・白川村教育委員会、二〇〇五年、二〇～二二頁。
- (3) 宮澤智士『合掌造りを推理する』、白川村・白川村教育委員会、一九九五年、五四頁。
- (4) 白川村・白川村教育委員会『白川村の合掌造り集落』、一九八七年。
- (5) 前掲(3)、一七頁。
- (6) 稲垣榮三「山村住居の成立根拠(1)～(3)」『建築史研究10/12/15』、一九五二～一九五四年。
- (7) 前掲(6)。
- (8) 白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存計画1(4)。
- (9) 西山徳明「観光開発地域における文化変容と演出設計および景観管理計画に関する研究」学位論文、京都市立学大学院工学研究科、一九九五年。
- (10) 前掲(4)、二〇五～二〇六頁。
- (11) 斎藤英俊「歴史地区における修景の理念と方法―日独の事例を比較して―」『平成八、九年度文部科学省科学研究費補助金国際学術研究成果報告書「建造物保存修復の理念および方法に関する研究」』、一九九八年。
- (12) 伝統的建造物と環境物件に関しては平成十九年度から全体の見直し調査が始まったところである。近いうちに「科学的な根拠」に基づいた指定の見直しが図られることになる。
- (13) 前掲(9)。
- (14) 五十嵐太郎『美しい都市・醜い都市』、中公新書ラクレ、二〇〇六年、一一〇～一一四頁。

- (15) 多木浩二『生きられた家 経験と象徴』、岩波現代文庫、二〇〇二年、一九五～一九六頁。
- (16) 白川村史編さん委員会『新編白川村史上巻』、白川村、一九九八年、五一～五二頁。
- (17) 溝口常俊『畑作地域史研究』、名古屋大学出版会、二〇〇二年、二六九頁。
- (18) 『白川村荻町農村空間整備事業—今後の農地保全・管理組織づくりに関する推進報告書—』、白川村・白川村伝統的建造物群保存地区保存審議会農地部会・(勸)農村開発企画委員会、二〇〇二年。
- (19) (勸)世界遺産白川郷合掌造り保存財団『白川村荻町合掌造り集落の環境資源』、二〇〇六年、四二～四三頁。
- (20) 白川文化フォーラム『実行委員会』『ひだ白川郷こころの散策』、一九九三年、一九頁。
- (21) 前掲(19)、七頁。
- (22) 福島正夫『山村の「家」と資本主義—飛騨白川村の分家事件を通じて—』『東洋文化研究所紀要6』、一九五四年、一九頁。
- (23) 荻町交通対策委員会『荻町新交通システム計画書』より、二〇〇五年六月(交通問題に関しては九州大学教授の西山徳明氏を中心となって住民に対して説明をした)。
- (24) Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Conservation 103-107(2005)World Heritage Center.
- (25) 享保絵図は享保十二年(一七二七)御林山改めの際に、天保絵図は天保十四年(一八四三)御林山の取調べの際に作成されたものである。
- (26) 前掲(16)、一一頁。
- (27) 岐阜県山林協会『岐阜県林業史上巻』、一九八四年、四八～四九頁。
- (28) 石井実・植田邦彦・重松敏則『里山の自然をまもる』、築地書館、一九九三年、一二五～一二九頁を参考にして図を作成した。
- (29) 所三男『近世林業史の研究』、吉川弘文館、一九八〇年、一五六頁。
- (30) 水本邦彦『草山の語る近世』、山川出版社、二〇〇三年、三二頁。
- (31) 西川善介『林野所有の形成と村の構造—入会権の実証的研究』、御茶の水書房、一九七八年、五〇頁。

- (32) 前掲(16)、四六六頁。
- (33) 『岐阜県飛騨國大野郡史中巻』、一九二五年、四二八頁。
- (34) 前掲(16)、三五二頁。
- (35) 前掲(33)、四二八頁。
- (36) 前掲(33)、四二八・七五〇頁。
- (37) 白川村史編さん委員会『新編白川村史中巻』、一九九八年、二〇二頁。
- (38) 白川村史編さん委員会『新編白川村史下巻』、一九九八年、二二七頁。
- (39) 前掲(38)、二二七・二三五頁。
- (40) 前掲(16)、五一四頁。
- (41) 前掲(33)、三〇四・三四六・四四六頁。
- (42) 『白川郷文化調査記録業務・茅確保第Ⅱ分冊』、一九九六年、八三・八七頁。
- (43) 『広報白川120号』、一九八一年。
- (44) 前掲(38)、一八九・一九二頁。
- (45) 前掲(16)、四九二頁。
- (46) 一九六〇年代の写真は白川村役場所蔵の「村史資料写真」、年代は同じ写真が用いられている『白川郷荻町集落20年のあゆみ(伝建選定15周年)』(白川郷荻町集落の自然環境を守る会編)より判断した。
- (47) 岐阜県白川村「日本一美しい村つくらまいか(白川村第五次総合計画)」、二〇〇一年、四四頁。
- (48) 大野郡白川村荻町組全圖は白川村役場所蔵、九州芸術工科大学西山研究室(平成十四年当時)によってデジタル画像として合成されたものをベースとして用いた。
- (49) 岐阜県教育委員会『白川街道 歴史の道調査報告書』、一九八四年。
- (50) 三輪晴吉『白川村の文化財』、白川村教育委員会、一九九七年。
- (51) 富田禮彦『斐太後風土記上 大日本地誌大系23』、一八七三年。
- (52) 溝口常俊『焼畑村落の展開過程に関する歴史地理学的研究―飛騨白川郷を例として』、『人文地理38(2)』、一九

八六年。

- (53) 安田絵美「白川村合掌造り集落景観保全のための農地利用管理」、東京大学農学部生物生産科学課程 生物システム工学専修 農地環境工学研究室卒業論文、二〇〇一年。
- (54) 前掲(9)、一九九五年。
- (55) 有元利夫「手品の嘘、演技の嘘、そして真実」『有元利夫と女神たち』、美術出版社、一九八六年。